

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 1 3 8 号	鐙田	北区植木町鐙田 1 0 2 番 5	地先	
	第 5 号線	北区植木町鐙田 2 0 5 番	地先	
議第 1 3 9 号	鐙田	北区植木町鐙田 1 9 9 3 番 1	地先	
	第 6 号線	北区植木町鐙田 7 5 番	地先	
議第 1 4 0 号	荻迫辺田野	北区植木町荻迫 6 4 3 番 5	地先	
	第 1 号線	北区植木町辺田野 5 2 4 番	地先	
議第 1 4 1 号	近見町	近見町 5 6 2 番 1	地先	
	第 9 3 号線	近見町 5 6 1 番 2	地先	
議第 1 4 2 号	南高江町	南高江町 2 6 7 8 番	地先	
	第 6 3 号線	南高江町 2 6 7 8 番	地先	
議第 1 4 3 号	西梶尾町	西梶尾町 6 4 9 番 1	地先	
	第 9 号線	西梶尾町 8 1 2 番 5	地先	
議第 1 4 4 号	広住	北区植木町広住 1 3 7 1 番 3	地先	
	第 1 9 号線	北区植木町広住 1 3 6 1 番	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1) 管理引継

- (2) 用途廃止
- (3) 開発行為
- (4) 道路整備